

身体障害者手帳制度について

身体障害者手帳制度の概要

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で永続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数(平成25年度末現在)

5, 252, 580人(1級:1, 607, 534人、2級:816, 760人、3級:910, 915人、4級:1, 278, 689人、
5級: 316, 699人、6級:321, 983人)

うち、肝臓機能障害 7, 125人(1級:5, 798人、2級:697人、3級:369人、4級:261人)

身体障害者障害程度等級表における等級の有無について

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	視覚障害	○	○	○	○	○	○	
外部 機能 障害	聴覚・平衡機能障害		○	○	○		○	
	聴覚障害		○	○	○		○	
	平衡機能障害			○		○		
	音声・言語・そしゃく機能障害			○	○			
外部 機能 障害	上肢・下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	△
	肢体不自由	○	○	○		○		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○	△
内部 障害	心臓、腎臓、呼吸器機能障害							
	膀胱又は直腸機能障害	○		○	○			
	小腸機能障害							
	ヒト免疫不全による免疫の機能障害、肝臓機能障害	○	○	○	○			

○: 単独の障害で認定対象となる

△: 単独の障害では認定対象とならず、7級に相当する障害が重複する場合に6級として手帳が交付される